

資料2-2

議題2

2026（令和8）年度佐賀支部事業計画（案）



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

2026（令和8）年度佐賀支部事業計画（案）

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>【協会けんぽ佐賀支部基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民皆保険を維持するため、保険者機能を強化・発揮する。 ・ 加入者の利益実現に資するため、全国一高い保険料率の低減に向けた医療費適正化施策を重点的に取り組む。 ・ <u>明るく働きがいのある職場を築くために、令和7年4月に定めた職場風土に関する佐賀支部基本方針の全職員への浸透を図る。</u> 	<p>【協会けんぽ佐賀支部基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民皆保険を維持するため、保険者機能を強化・発揮する。 ・ 加入者の利益実現に資するため、全国一高い保険料率の低減に向けた医療費適正化施策を重点的に取り組む。
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、県や自治体等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約<u>280</u>万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。<u>安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</u></p>	<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、県や自治体等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約<u>260</u>万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。<u>そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</u></p>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47 の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている<u>ものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</u></p>
<p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 <u>また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。</u> ・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な<u>業務処理を実施する。また、業務指導を行い、より一層</u>職員の意識改革を促進する。 ・ 自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、<u>その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。</u> 	<p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健康保険証とマイナンバーの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。</u> ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な<u>事務処理について、</u>職員の意識改革を促進する。 ・ 自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険制度や各種給付金等の記載方法等について加入者に周知し、迅速かつ円滑な事務処理を実現する。 <p>【困難度：高】</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。</p>
<p>②サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。<u>また、平均所要日数7日以内を維持する。</u> ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。<u>電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。</u> ・ 加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるよう、受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。 ・ お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 	<p>②サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2026（令和8）年1月に電子申請を導入する。 ・ 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応する。 ・ 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。</p>	<p>【困難度：高】 <u>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和5）年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。</u></p> <p>■ KPI : 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。</p>
<p>③現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。</u> ・ <u>現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。</u> ・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 	<p>③現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。</u> ・ <u>現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</u> ・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。 また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。 あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。 これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために研修を実施する。また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。 また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるため、本部主催の管理者・担当者に対する業務研修に積極的に参加する。
<p>④レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。 	<p>④レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト内容点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。 レセプト内容点検の自動点検マスタの更新を毎月行い、システムを最大限に活用した点検を実施する。 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。 ・ 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。<u>また</u>、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・ 資格点検、外傷点検について、レセプトの返戻や返還請求、加害者・損害保険会社に対する損害賠償金請求を適正かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。<u>一方</u>、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>
<p>⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生した債権（返納金・損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づいた、文書・電話催告等による早期回収に取り組むほか、保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士等と連携した効果的な催告及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率向上を図る。 	<p>⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生した債権（返納金・損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づいた、文書・電話催告等による早期回収に取り組むほか、保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び費用対効果を踏まえた法的手手続きの積極的な実施により、債権の回収率向上を図る。

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<ul style="list-style-type: none"> 債権の適切な管理、回収率の向上を目的とした、債権管理・回収事務<u>担当者</u>研修会に参加し、職員のスキルアップを図る。 オンライン資格確認<u>を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 債権の適切な管理、回収率の向上を目的とした、債権管理回収事務研修<u>会</u>に参加し、職員のスキルアップを図る。 オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。
<p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p>	<p><u>【困難度：高】</u></p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整（※1）による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス（※2）の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>III) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) <u>マイナ保険証による保険診療の周知徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療DXの基盤である<u>マイナ保険証</u>について、<u>利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。</u> 「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施し<u>未収録者の登録を進める。</u> <p>ii) 電子申請等の<u>推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。</u> 	<p>III) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) <u>オンライン資格確認等システムの周知徹底</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療DXの基盤である<u>オンライン資格確認等システム</u>について、制度の概要やメリット<u>を加入者・事業主に周知する。</u> <p>特に、<u>2023（令和5）年1月より運用が開始された</u>「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた<u>効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。</u> <p>ii) <u>マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。</u> <p>特に、<u>経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。</u></p> <p>iii) <u>電子申請等の導入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>2026（令和8）年1月の電子申請等の導入について、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。</u>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>iii) DX を活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーの活用により、<u>確認対象者を絞り込み、効果的かつ効率的に実施する。</u> <u>マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、これまで加入者に一括送付していた「医療費のお知らせ」については、加入者からの申請による送付する方法へ見直すことから、マイナポータルによる確認の周知を徹底するとともに、申請があった際には迅速に対応する。</u> <p>【重要度：高】</p> <p><u>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療 DX の基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者 4,000 万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</u></p>	<p>IV) DX を活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>マイナンバーを活用した被扶養者資格の再確認について、検討された効果的な方法等について周知する。</u> <p>【重要度：高】</p> <p><u>2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により2025（令和7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えるても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。</u></p>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 ・ <u>近隣支部の分析担当者間で課題やスキル・知識及び取組を共有し、担当者の能力の底上げを図るとともに、担当者が分担・協力して設定した課題や支部固有の課題に対する分析を実施、実践に生かす。</u> ・ 調査研究フォーラムや調査研究報告書への分析成果等の掲載等に積極的に応募し、支部が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>	<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 ・ <u>分析成果等を調査研究フォーラムや調査研究報告書の掲載等に積極的に応募し、支部が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。</u> ・ <u>職員を本部において開催される医療費・健診データ等の分析方法の説明会や統計分析研修に積極的に参加させることにより、支部における調査研究の質の底上げを図る。</u> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</u></p>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>②外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。 ・ 当該研究成果等を踏まえ、支部が実施する取組の改善や新たな事業の実施に向けた検討を進める。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>	
<p>③好事例の横展開</p> <p>支部で実施した取組等について結果の効果検証を行い、その内容を他の支部に積極的に情報共有し、横展開を図る。</p> <p>i) 保険者努力重点支援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」の実施を通じ蓄積した分析手法等を他の支部へ情報共有する。また、2025（令和7）年度に実施した当該事業について、効果をさらに高めるための検討・改善を図りつつ、事業の評価を行う。 	<p>②保険者努力重点支援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通した外部有識者の助言を得ながら、2024（令和6）年度に開始した保険料率上昇の抑制が期待できる事業について、効果的な手法等の確立を目指す。

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>ii) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。 <p>国民健康保険中央会及び佐賀県国民健康保険団体連合会並びに鳥栖市と協働し、2023（令和5）年度末に開始した保健事業等に関するモデル事業（地域保険と連携したモデル事業）については、<u>地域・職域連携の一層の推進に向けて、当該事業の他の地域への拡大を図りつつ、連携事業の手法やノウハウ等を他の支部へ情報共有する。</u></p> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、<u>医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</u></p> <p>また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、<u>その横展開を図ることの意義は大きい。</u></p>	<p>③地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。 <p>国民健康保険中央会及び佐賀県国民健康保険団体連合会並びに鳥栖市と協働し、2023（令和5）年度末に開始した保健事業等に関するモデル事業（地域保険と連携したモデル事業）については、当該事業を着実に進展させるほか、新たな取組として、こども健康教育事業について検討を進め、年度内実施を目指す。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、<u>都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</u></p> <p>また、<u>国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p><u>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</u></p>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
	<p>い。加えて、各支部においては、これまで地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。</p> <p>更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い</p>
<p>II) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組（がばい健康企業宣言）」を柱として策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の上位目標（糖尿病による人工透析の新規導入者の減少）達成に向けて着実に実施する。実施に際しては、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 <u>なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。</u> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点を踏まえ、<u>2025（令和7）年度より開始した小学生等へのこども健康教育事業のさらなる拡大を図る。</u> 	<p>II) 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組（がばい健康企業宣言）」を柱として策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の上位目標（糖尿病による人工透析の新規導入者の減少）達成に向けて着実に実施する。実施に際しては、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等へのこども健康教育に取り組む。

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者に対する生活習慣病予防健診 <u>（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）</u>について、<u>20・25・30歳の若年者への対象拡大</u>に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。 事業者健診データの取得促進に向けて、<u>産業保健総合支援センター</u>及び都道府県労働局と連携し、未取得事業所への積極的な勧奨を確実に実施する。 被扶養者に対する特定健診の実施率向上のため、市町と連携して特定健診とがん検診の同時実施の拡充を進めるとともに、年間を通して受診が可能となるよう、更なる受診環境の充実を図ることにより受診率の向上を目指す。 <p>主な重点施策《健診事業》</p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨 <u>被保険者個人への生活習慣病予防健診受診勧奨</u> 新規の生活習慣病予防健診・人間ドック健診委託機関の拡大 外部委託による事業者健診結果データ取得の取組強化 新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部主催の集団健診の実施（通年） <ul style="list-style-type: none"> ⇒健診当日保健指導の実施 ⇒インターネット及び専門ダイヤルによる予約受付 	<p>②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者に対する生活習慣病予防健診について、<u>前年度までに実施された自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等</u>に関し、事業所及び委託している健診機関へ積極的に情報発信し、健診受診率向上を目指す。 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局と連携し、未取得事業所への積極的な勧奨を確実に実施する。 被扶養者に対する特定健診の実施率向上のため、市町と連携して特定健診とがん検診の同時実施の拡充を進めるとともに、年間を通して受診が可能となるよう、更なる受診環境の充実を図ることにより受診率の向上を目指す。 <p>主な重点施策《健診事業》</p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨 新規の生活習慣病予防健診委託機関の拡大 外部委託による事業者健診結果データ取得の取組強化 新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部主催の集団健診の実施（通年） <ul style="list-style-type: none"> ⇒健診当日保健指導の実施 ⇒インターネット及び専門ダイヤルによる予約受付

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>⇒豊富なオプション検査(骨粗しょう症検査及び眼底検査の無料実施を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診未受診者への受診勧奨（A機関（無料）案内の強化） ・ 市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内 ・ <u>健診受診状況の確認及び電話による受診勧奨</u> ・ <u>他県在住被扶養者への文書による受診勧奨</u> 	<p>⇒豊富なオプション検査(骨粗しょう症検査及び眼底検査の無料実施を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診未受診者への受診勧奨（A機関（無料）案内の強化） ・ 市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内 ・ <u>職場健診を受けた被扶養者の事業者健診データ取得事業</u>
<p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数： <u>118,291</u> 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 <u>68.4</u> %（実施見込者数：<u>80,912</u> 人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者健診データ 取得率 9.2 %（取得見込者数：<u>10,883</u> 人） 	<p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数： <u>116,144</u> 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 <u>67.7</u> %（実施見込者数：<u>78,629</u> 人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者健診データ 取得率 9.2 %（取得見込者数：<u>10,685</u> 人）

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>■ 被扶養者（実施対象者数： <u>26,993</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 <u>28.7</u>%（実施見込者数：<u>7,747</u>人） <p>■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を<u>68.4%</u>以上とする 2) 事業者健診データ取得率を9.2%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を<u>28.7%</u>以上とする</p>	<p>■ 被扶養者（実施対象者数： <u>28,033</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 <u>28.1</u>%（実施見込者数：<u>7,891</u>人） <p>■ KPI：1) 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする 2) 生活習慣病予防健診実施率を<u>67.7%</u>以上とする 3) 事業者健診データ取得率を9.2%以上とする 4) 被扶養者の特定健診実施率を<u>28.1%</u>以上とする</p>
<p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ <u>人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。</u> ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する<u>とともに</u>、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。 ・ <u>特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。</u> ・ ICTを活用した遠隔面談等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを引き続き推進し、対象者の利便性の向上を図る。 	<p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。<u>また</u>、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。 ・ ICTを活用した遠隔面談等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを引き続き推進し、対象者の利便性の向上を図る。

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標を導入）により、特定保健指導実施者（保健師等）の質の向上が一層期待される。本部が実施する特定保健指導の満足度調査結果の活用や外部委託機関と合同で実施する研修会等を通じて、保健師等の質の向上を目指す。 <p>主な重点施策《保健指導事業》</p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大 特定保健指導対象者減少を目的とした健診前通知の実施 外部委託先との合同研修（好事例の共有）、意見交換会の実施 保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上 <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部主催の集団健診における健診当日保健指導の強化 市町（地域）と協会けんぽ（職域）が共同して進める鳥栖市及び2025（令和7）年度から新たに連携を開始した基山町、上峰町における健康づくり事業（利用勧奨及び保健指導の実施委託：モデル事業）の継続実施 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p>	<p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入されたことから）、特定保健指導実施者（保健師等）の質の向上が一層期待される。本部が実施する特定保健指導の満足度調査結果の活用や外部委託機関と合同で実施する研修会等を通じて、保健師等の質の向上を目指す。 <p>主な重点施策《保健指導事業》</p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大 特定保健指導対象者減少を目的とした健診前通知の実施 外部委託先との合同研修（好事例の共有）、意見交換会の実施 保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上 <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部主催の集団健診における健診当日保健指導の強化 市町（地域）と協会けんぽ（職域）が共同して進める鳥栖市における健康づくり事業（利用勧奨及び保健指導の実施委託：モデル事業）の継続実施 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：<u>15,535</u>人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 <u>30.8</u> %（実施見込者数：<u>4,785</u>人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：<u>743</u>人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 <u>17.3</u> %（実施見込者数：<u>129</u>人） ■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を<u>30.8%</u>以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を<u>17.3%</u>以上とする 	<p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：<u>17,327</u>人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施率 <u>28.6</u> %（実施見込者数：<u>4,956</u>人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：<u>759</u>人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 <u>16.2</u> %（実施見込者数：<u>123</u>人） ■ KPI：1) 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする 2) 被保険者の特定保健指導実施率を<u>28.6%</u>以上とする 3) 被扶養者の特定保健指導実施率を<u>16.2%</u>以上とする
<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」の上位目標（人工透析の新規導入者の減少）達成に向けて、糖尿病、高血圧症、LDLコレステロール高値未治療者の確実な受診を促す。 ・ 外部委託による受診勧奨文書の送付及び直営による一次及び二次勧奨対象者への電話勧奨を強化する。 ・ 健診受診後すみやかに、かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。 ・ 従業員への受診勧奨促進のため、文書による事業主への受診勧奨協力依頼を実施する。 ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、佐賀県糖尿病性腎症重 	<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」の上位目標（人工透析の新規導入者の減少）達成に向けて、糖尿病、高血圧症、LDLコレステロール高値未治療者の確実な受診を促す。 ・ 外部委託及び直営による一次及び二次勧奨対象者への電話勧奨を強化する。 ・ 健診受診後すみやかに、かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。 ・ 従業員への受診勧奨促進のため、文書による事業主への受診勧奨協力依頼を実施する。 ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、佐賀県糖尿病性腎症重

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取組を実施する。また、取組参加への障壁となっている要因を探り、参加を促すために必要な施策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町（地域）と協会けんぽ（職域）が共同して進める鳥栖市及び<u>2025（令和7）年度から新たに連携を開始した基山町、上峰町</u>における被扶養者への健康づくり事業（受診勧奨委託：モデル事業）を継続して実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p>	<p>症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取組を実施する。また、取組参加への障壁となっている要因を探り、参加を促すために必要な施策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町（地域）と協会けんぽ（職域）が共同して進める鳥栖市における健康づくり事業（受診勧奨委託：モデル事業）を継続して実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）<u>2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</u></p>
<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、健康宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 地方自治体等と連携した取組について、県や市町の健康増進計画等も踏まえ推進する。 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所や業界団体等との周知広報における連携の継続と拡充を図ることにより、健康づくりの取組の充実を図る。 	<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、健康宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 地方自治体等と連携した取組について、県や市町の健康増進計画等も踏まえ推進する。 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所や業界団体等との周知広報における連携の継続と拡充を図ることにより、健康づくりの取組の充実を図る。

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施する。 <p>【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を<u>1,070</u>事業所（※）以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数</p>	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施する<u>ことにより、事業所における取組の底上げを図る。</u> <p>【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を<u>980</u>事業所（※）以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数<u>及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</u></p>
<p>III) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて<u>データを活用した関係者への働きかけに取り組む。</u> <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p>	<p>III) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて<u>保険者としてできる取組を推進する。</u> <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。 <p>（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針（※）を踏まえ、<u>2024（令和6）年度パイロット事業結果を参考にバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。なお、事業開始にあたっては、県や自治体、他の保険者の動向等について情報収集を行い、連携した取組を進める。</u> <p>（※）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</p>
<p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。県や自治体、他保険者と情報等の共有や、医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。 <p>i)～iii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p>	<p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、<u>他保険者の取組状況等を確認の上、加入者への周知・啓発を図る。</u> ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、県や自治体、他保険者と情報等を<u>共有するとともに、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。</u> <p>i)～iii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p>

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、<u>フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。</u></p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で<u>現状維持（91.0%以上）</u>とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p>	<p>要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で<u>対前年度以上</u>とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</p>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康増進計画に基づく健康づくりに関する都道府県の会議や医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・ 都道府県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。 <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会財政の先行きが不透明であることを踏まえ、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効率的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>	<p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会財政の先行きが不透明であることを踏まえ、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効率的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インセンティブ制度の実績について検証を行うとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 	<p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インセンティブ制度の実績について検証を行うとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。
<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・ 加入者・事業主、健康保険委員等に対し、全国一高い保険料率という佐賀支部の現状を踏まえた医療費適正化への取組や健康づくりを広報テーマとし、様々な媒体（新聞・テレビ・WEB等）及び県・労働局や業界団体等との連携により幅広く情報発信することによって、生活習慣の改善や医療機関受診における行動変容への動機づけを行う。 ・ 「令和<u>8</u>年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和<u>9</u>年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「<u>健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり</u>」、「<u>電子申請・けんぽアプリの利用促進</u>」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 ・ また、<u>コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）</u>を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的 	<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・ 加入者・事業主、健康保険委員等に対し、全国一高い保険料率という佐賀支部の現状を踏まえた医療費適正化への取組や健康づくりを広報テーマとし、様々な媒体（新聞・テレビ・WEB等）及び県・労働局や業界団体等との連携により幅広く情報発信することによって、生活習慣の改善や医療機関受診における行動変容への動機づけを行う。 ・ 「令和<u>7</u>年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和<u>8</u>年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 ・ また、<u>協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組</u>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>役割の理解促進に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体である SNS (LINE) <u>やけんぽアプリ</u>、メールマガジンの活用に取り組む。 ・ 健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、<u>健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支える</u>。また、電子申請<u>やけんぽアプリ利用者拡大</u>に向け、<u>健康保険委員を通じた広報を強化する。</u> <p>■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 62.5%以上とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月 2回以上情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p> <p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 I) 人事・組織 ①人事制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・ <u>次世代育成支援及び女性活躍の推進の視点も踏まえ、多様な人材が能力や適性に応じた働き方ができるよう人事を推進する。</u> </p>	<p>む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体である SNS (LINE)、メールマガジンの活用に取り組む。 ・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。 <p>■ KPI : 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 62.5%以上とする 2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p> <p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 I) 人事・組織 ①人事制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 </p>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>②更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修、業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修及び支部の課題に応じた支部独自研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。 	<p>②更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修及び支部の課題に応じた支部独自研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。
<p>③働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、<u>多様な人材が活躍できる職場環境づくり</u>に取り組む。 	<p>③働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 また、法律に基づき本部が策定した一般事業主行動計画に沿って、<u>年次有給休暇や育児休業の取得促進</u>に取り組む。
<p>④風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、グループ間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 	<p>④ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、グループ間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>⑤インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 他支部との比較を通じて佐賀支部の業績を向上させ、組織運営の推進を図る。 	<p>⑤インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 他支部との比較を通じて佐賀支部の業績を向上させ、組織運営の推進を図る。
<p>II) 内部統制等</p> <p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部における階層別研修や支部内研修及び e ラーニングの活用等により、職員<u>が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。</u> 	<p>II) 内部統制等</p> <p>①内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部における階層別研修や支部内研修及び e ラーニングを活用し、職員<u>の協会内の内部統制やリスク管理の重要性等について理解と醸成を図る。</u>
<p>②個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 <u>定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。</u> 	<p>② 個人情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 <u>個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の適正使用と保護の徹底を図る。</u>
<p>③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 <u>定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。</u> <u>本部・支部の相談窓口（外部のコンプラほっとラインを含む。）に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知を継続的に実施する。</u> 	<p>③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 <u>コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</u> <u>外部相談窓口（コンプラほっとライン）の周知を継続的に実施し、利用の活性化を図る。</u>

令和8年度 事業計画案（佐賀支部）	令和7年度 事業計画（佐賀支部）
<p>④災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 	<p>④災害等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。
<p>⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・ 調達に当たって、<u>少額随意契約の基準額</u>を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<p>⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・ 調達に当たって、<u>100万円</u>を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>

- ・ 喫煙習慣のある被保険者に対する個別の情報提供（禁煙勧奨）
- ・ 佐賀支部加入者の健康課題解消を目指した健康づくり啓発ショート動画の配信等
- ・ 被保険者の自宅へ送付する生活習慣病予防健診の受診勧奨
- ・ 自治体との連携による集団健診（特定健診＋がん検診）の受診勧奨
- ・ 他県に住所を有する被扶養者への受診勧奨

■事業概要

医療費や健診データの分析結果より、佐賀支部の健康課題として、新生物（肺がん）医療費が高く、喫煙習慣の割合が高いことが挙げられる。この課題に対する取組として、喫煙習慣のある加入者へ個別通知を発送し、直接的に禁煙を促す。なお、送付対象者の選定に当たっては、職種や年齢層等の属性によりターゲットを絞り込むことで、効果的かつ効率的に事業を展開する。

■令和7年度の事業内容

●送付対象者

生活習慣病予防健診を受診した被保険者で健診受診時に提出した標準的な質問票において、「現在、たばこを習慣的に吸っている」と回答した者で、かつ、業態区分が「総合工事業、職別工事業、食料品・たばこ製造業、機械器具製造業、道路貨物運送業、卸売業、飲食料品以外の小売業、飲食料品小売業、医療業・保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、複合サービス業（11業態）」である事業所に従事する35～74歳の被保険者

➢14,270名

●発送日

令和7年10月6日

●発送物

送付対象者の属性に応じて2パターン（子あり、子なし）に分けて発送

令和8年度の事業方向性について

- 令和7年度に実施した事業について、医療費や健診データを用いた定量的な効果検証（事業評価）を行うとともに、効果的な手法等の確立を目指す。
- 医療費や健診データ等をさらに分析することにより、より効果的な送付対象者の属性を絞り込むとともに対象者数の拡大を目指す。
- 広報誌やメールマガジン等の広報ツールを活用して、禁煙の促進に向けた情報提供を行う。

佐賀支部加入者の健康課題解消を目指した健康づくり啓発ショート動画の配信等〈継続事業〉

■事業概要

健康保険証に代わる象徴・シンボルとして佐賀支部キャラクターの制作を行い、認知度向上やブランディングを図った。

また、医療費や健診データ分析にて判明した佐賀支部加入者の健康課題の特徴について、その解消を目指した15秒ショート動画（支部キャラクター紹介、健診、保健指導、禁煙、身体活動、食生活、節酒、口腔予防）をキャラクターを主役として制作し配信を行った。

■令和7年度の事業内容

健康づくりに関する15秒各ショート動画等を以下の広報媒体を通じて配信することで、加入者へ直接的なアプローチを実施した。

・テレビCM

サガテレビ（放送期間：R7.12.15～R8.3.14、毎週月・金 17時48分～19時00分で各1本）

・動画配信広告

Tver（配信期間：R7.12.15～R8.3.14）

・WEB広告

GDN（グーグル）、YDA（ヤフー）
(配信期間：R7.12.15～R8.3.14)



協会けんぽ佐賀支部キャラクター
クスルン

令和8年度の事業方向性について

・本素材を元に佐賀支部加入者へ更なる浸透を図るべく、動画配信広告（TVCM、TVer、YouTube等）やWEB広告（YDAやGDN等）等で広報媒体や広報期間を拡充のうえ、幅広く配信を行い、生活習慣の見直しや健康保持・増進に向けた行動変容を促すことで医療費適正化へと繋げる。合わせて令和7年度に誕生した佐賀支部キャラクターを健康保険証に代わる象徴・広告塔として更に定着させ、支部認知度や広報力向上およびブランディングを引き続き図ることとする。

■事業概要

協会けんぽでは、年度当初に事業所あてに健診案内を送付しているが、事業所から被保険者へ周知されず生活習慣病予防健診を知らない被保険者も多く存在すると考えられる。こうした事業所からの情報が届きにくい被保険者に対して、健診案内を被保険者の自宅へ直接届けることで、生活習慣病予防健診の周知及び健診の受診率向上を図る。

本事業では、3年連続未受診の被保険者の自宅へ生活習慣病予防健診の受診勧奨DMを送付する。また、DMの作成から宛名印字、発送業務までの一連の業務を委託する。

■事業内容

- ・ 実施時期 : 令和8年7月～令和9年3月
- ・ 送付物 : A4判圧着DM
- ・ 送付件数 : 23,000件（予定）
※令和8年度における40歳以上の被保険者見込み数（118,291名）に基づき設定
※年2回実施（11,500件×2）
- ・ 掲載内容 : 検査項目、健診費用（自己負担額）、申込み方法、健診実施機関等を掲載予定
- ・ その他 : 生活習慣病予防健診を受けたことがない被保険者への制度周知、健診受診の習慣がない方や職場風土により毎年の受診ができない方への受診行動促進が期待できる

■事業概要

健診実施状況の結果より、佐賀支部では被扶養者の特定健診受診率の低迷（R6年度：43位、R5年度：42位、R4年度：42位）が課題の一つとして挙げられる。また、地域住民全体の健康度向上を目指すうえで、自治体との連携が不可欠である。

これらの課題に対する取組として、自治体主催の集団健診への乗り入れができる自治体のうち、特定健診の実施率が低い唐津市において、年度当初の案内とは別に、特定健診とがん検診の同日実施ができる集団健診にかかる受診勧奨DMを送付し、健診受診率の向上を図る。

■事業内容

- ・ 実施時期：令和8年7月～10月
- ・ 送付物：V折り圧着はがき
- ・ 送付件数：4,000件（予定）
※令和7年度における唐津市在住の40歳～74歳の被扶養者数（約4,100名）に基づき設定
- ・ 掲載内容：特定健診とがん検診を同時に受診できる唐津市主催の集団健診日程、会場、予約方法、検査項目等を掲載予定
- ・ その他：DMの作成においては、掲載内容、送付時期等について唐津市と協議のうえ調整を行う

■事業概要

佐賀支部では、これまで他県に住所を有する佐賀支部加入の被扶養者に対して積極的な特定健診受診勧奨を行ってこなかった。令和8年度は、他県に住所を有する自支部の加入者に対して汎用性のある受診勧奨DMを送付することで受診を促し、健診受診率の向上を図る。

■事業内容

- ・ 実施時期：令和8年9月
- ・ 送付物：V折り圧着はがき
- ・ 送付件数：3,500件（予定）
※令和7年度における県外在住の特定健診未受診被扶養者数（約3,800名）に基づき設定
- ・ 掲載内容：検査項目、健診費用（協会補助額および自己負担額）、申込み方法、特定健康診査受診券にかかる注意事項等、居住地にかかわらず案内可能な内容を掲載予定